

令和6年度
事業計画書

社会福祉法人 松浦市社会福祉協議会

1 基本方針

令和6年1月1日に発生した石川県能登半島を震源とした地震は、そこで暮らす人々の日常生活を一変しました。地震から2か月が過ぎて生活再建に向けた動きも、個人、地域、企業等多様な災害ボランティアによって少しずつではありますが進められています。災害地域の1日も早い復興を願うとともに、この災害から得られた自然災害への備え、人や地域とつながることの大切さを再認識しています。

長期化したコロナ感染症も第5類へと移行し、以前の日常を取り戻しつつありますが、物価高騰の煽りを受け、日々安心して暮らすことができない状況です。コロナ特例貸付を受けた世帯も一部償還が始まっていますが、償還猶予や償還免除の申請も多く、生活困窮世帯の増加傾向も見られます。

高齢化とともに若者の地方から都市への人口流出が進み、地域組織の弱体化が顕著になっています。家庭においてはヤングケアラー、老々介護、認認介護、ダブルケアなど複雑な環境下にあるとともに、高齢者世帯においては運転免許返納後の行動範囲が縮小し、地域とのつながりを保つことの難しさを余儀なくされます。

地域福祉が目指すものは、これらの複雑に絡みあった問題を抱えながら生活している人に寄り添い、包括的に支援することです。地域社会から孤立させず、安心した生活を送ることができるように包括的な相談支援体制を強化し、公的な支援等への橋渡しを円滑に行うことが求められます。その体制を整備するため、地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設、NPO、企業、さらには福祉以外の分野も含む幅広い関係者との「連携・協働の場」を創出・活性化することが社会福祉協議会に課せられた使命であります。

本社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な組織として、セーフティネットの役割を果たせるよう、地域住民をはじめとするあらゆる関係者と協力し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

すべての人がかけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されることなく社会生活の中で共に支えあい、誰もが生きる喜びを感じることができる「地域共生社会」の実現を目指し、以下に掲げる経営基本方針を遵守し、事業運営に努めます。

経営基本方針

1. 経営の透明性と中立性、公正さの確保を図り、情報公開を積極的に行う。
2. 「連携・協働の場」として役割を果たし、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底する。
3. 環境の変化に対応し、計画的に事業を展開するとともに、事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行う。
4. 全ての役職員は、高い倫理意識を保持し、法令等を遵守してルールを守った活動を行う。 (全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会 市区町村社協経営指針)

2 第3期松浦市地域福祉活動計画（3年目／5か年計画）

今年度は、「第3期松浦市地域福祉活動計画」の3年目として、前年度の取り組みを検証したうえで、地域住民を主体とし、あらゆる人の参加のもと本活動計画の基本方針「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を実行するため次の事業に取り組みます。

○人と人がふれあう地域づくり ～地域の人が集える仕組みづくり～

基本施策	実施計画	取り組み
住民が集う場づくりの支援	自治会活動の状況を共有し、地域に合った支えあいの仕組みづくりを支援する	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが役割をもって参加できる取り組みの研究。 ・自治会へ出向き顔の見える関係を築く。
	公民館等の利便性向上のための研究を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレや段差の解消、椅子や遊具等の購入対策を一緒に考える。 ・自宅から集いの場（公民館等）の移動手段を考える。
地域や自治会活動に参加しやすい環境づくりの支援	地域や自治会活動の環境づくりを支援する	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや社協だより等を活用し、地域や自治会で行われている活動や行事について広報する。
	「ふるさとふれあい支援事業」（仮称）を創設	<ul style="list-style-type: none"> ・未来に継承したい慣習や行事等を、ホームページ等で発信、協賛金を募り、活動資金を支援する。

令和5年度活動の検証と令和6年度の活動方針

- ・旧公共施設のパイプ椅子を譲り受け、サロン活動を実施している集いの場や地区公民館等へ貸出をした。引き続き、地域や自治会へのアプローチを図っていく。
- ・老人福祉センター万年青荘について自治会を通じて情報提供してもらい、新規利用者の増につなげていく。
- ・社協ホームページの活用について、関心を持っていただくための工夫を図っていく。
- ・社協だよりを年4回発行するほか、社協通信として、「笑門来福」を毎月発行し活動内容や日々の気づきを発信している。通信アプリ等を活用し双方向での新たなコミュニティ手段を増やしていく。

○みんなに優しい地域づくり ～福祉サービスの充実と福祉のための人材育成～

基本施策	実施計画	取り組み
福祉協力員の育成	福祉協力員登録制度（仮称）を創設	・各地区の自治会長・行政協力員等と民生委員・児童委員との連携を図るため、「福祉協力員」としての登録制度を創設する。
	福祉講座を開催する	・集いの場等での福祉制度の情報提供や公民館等を利用し、地域住民への介護技術等の普及を図る。
福祉教育の推進	学校における福祉教育の充実を支援する	・福祉施設、人権擁護委員等と連携し、乳幼児、高齢者、障がいのある人達とかかわりを深め、福祉教育の充実を図る。
	地域における福祉教育を推進する	・地域住民を対象とした福祉教育の普及を図る。
	福祉教育資材の充実	・福祉教育の多様な学習ができるよう資材の研究・整備を図る。
ボランティアセンターの強化	ボランティアが安心して活動できる環境を整備する	・ボランティアセンターの普及啓発を図り、活動希望者の登録を促進する。
	ボランティア希望者と活動場所の調整	・ボランティア活動に関する講座の開催や活動場所の情報提供。

令和5年度活動の検証と令和6年度の活動方針

- ・福祉協力員の育成については、引き続き取り組んでいく。
- ・福祉体験においては、福祉施設との協働で開催が出来たので、今後、メニューの見直しなどを行い、幅広い感覚で福祉教育を推進する。
- ・小学校の協力により、福祉体験をした児童の声を地域の高齢者や障害のある方に伝え、児童にメッセージを返すなど双方向の取り組みを行っている。
- ・ボランティアセンターの活動についても、引き続き取り組んでいく。

○安心して生活できる地域づくり ～災害等に備えた体制強化と日常生活支援に取り組む～

基本施策	実施計画	取り組み
災害ボランティアの育成	災害ボランティア養成講座を開催する	・災害時にボランティア活動に取り組む人材の確保。 ・養成講座の実施。
	災害ボランティアセンター演習訓練を行う	・災害ボランティアセンターの演習訓練の実施。 ・役割と取り組み内容を理解する。
	災害ボランティアセンターの整備	・運営機能、資材等を検討し、整備強化を図る。

日常生活支援の取り組み	ふれあい・いきいきサロン事業の拡充 松浦地域・鷹島地域（市委託事業） 福島地域は自主事業	・住民主体の集いの場ができにくい地域にサロン事業を展開し、地域とつながり見守り活動を行う。 ・参加者の生活情報を定期的に把握し適切な支援につなげる。
	サロン活動担い手養成に取り組む	住民主体で集いの場が展開できるよう住民にサポーター養成講座への参加を促す。
総合相談機能の体制の整備	法律相談会の開設	・無料法律相談会を開設し、市民に対し弁護士等への相談機会を設け、相談支援の幅を広げる。
	専門機関とのネットワークを確立	・地域住民、民生委員児童委員、介護支援専門員、保健師、社会福祉士、弁護士、医師など専門機関とのネットワークを確立する。（地域連携ネットワーク）
	相談援助業務の資質向上と人材育成	・専門職の確保に努め、社協職員全員が相談対応できるよう研修会等を実施。
権利擁護事業の推進	日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業） 長崎県社協の委託事業	・判断能力がやや低下してきた人に対し、福祉サービス利用援助や金銭管理等の生活援助を行う。 ・本人の意思を尊重し、家族、介護支援専門員、生活相談員等との連携を図り、安心、安全な日常生活を支援する。
	日常生活自立支援事業生活支援員の育成	・養成研修を実施し、事業への理解がある人を生活支援員に育てる。
	成年後見制度の周知啓発	・成年後見制度の普及啓発。ホームページや社協だより等を活用し、制度の周知を図る。
	後見人の確保	・法人後見及び市民後見人の育成を推進する。
	法人後見事業の実施	・法人として後見等受任を推進し、受任体制を強化する。

令和5年度活動の検証と令和6年度の活動方針

- ・災害ボランティアの育成については、まだ実施できていないため、引き続き取り組んでいく。
- ・サロン活動については、高齢者の外出控えを防止するため、自主活動が難しい地域を重点的に、生きがいつくりとして、サロン活動の推進を図っていく。
- ・総合相談については、引き続き、相談員を配置し、各集いの場や万年青荘での相談支援を行う。高齢者や障害のある方、支援の必要な方と交流を増やし、積極的にかかわっていく。
- ・職員の相談支援技術の向上を図るため、オンライン研修等により、職員の資質向上を図る。
- ・成年後見制度をはじめ、各種制度の普及も行っていく。
- ・福祉施設や介護支援専門員との情報共有をおこない、支援の必要な方の情報の入手に努める。
- ・法人後見を受任。弁護士等専門職の協力をいただき、引き続き体制整備を図る。
- ・日常生活自立支援事業の受任。県社会福祉協議会と連携しながら本人支援に取り組む。

3 資金貸付事業・貸出事業

事業	内容
福祉資金貸付事業（自主事業）	・市内に居住する生活困窮者に対し、自立生活を援助するため一時的に生活費用を貸し付ける。 貸付上限額 40,000円
緊急小口資金貸付事業 （長崎県社協が実施主体、市町社協が申請窓口を受託）	・緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯に一時的に生活費用を貸し付ける。 ・特例貸付の終了に伴い、その後の償還に係る相談、生活状況に対してのフォローアップを継続し自立支援に向けた支援を行う。
総合支援資金貸付事業 （長崎県社協が実施主体、市町社協が申請窓口を受託）	・失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金として貸し付ける。
松浦市福祉医療費貸付資金	・松浦市福祉医療費制度の適用により、医療費の自己負担額を貸付。貸付原資は、松浦市より年ごとに100万円借受
介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修資金貸付	・介護保険制度の適用により、20万円を上限に、改修費用を貸付。貸付原資は、松浦市より年ごとに100万円借受
葬祭壇貸出事業（自主事業） （福島支所にて実施）	・自宅等での葬儀の折、祭壇の貸し出しを行う。
福祉機器貸出事業（自主事業）	・入退院時や外出、旅行等で一時的に必要な場合車いす等の貸し出しを行う。
福祉教育支援事業（自主事業）	・市内学校を対象に、学校で行われる福祉教育のための企画協力、運営支援、講師の派遣、福祉体験学習のための備品貸し出しを行う。
備品貸出事業（自主事業）	・自治会が行う交流事業等に対し、社協備品貸し出しを行う。

令和5年度活動の検証と令和6年度の活動方針

- ・福祉資金貸付金については、年金担保貸付が終了したことから、福祉事務所、民生児童委員と連携を密にして、制度の周知と相談対応に取り組む。
- ・コロナ禍による特例貸付の償還が始まっていることから長崎県社会福祉協議会と連携し、償還に係る相談・手続き支援などのフォローアップに取り組む。
- ・福祉医療費貸付金、介護保険住宅改修資金貸付金の利用者は少ない。支援が必要な人に利用してもらえよう引き続き周知を図っていく。
- ・車いすの貸し出し件数 18件 支援が必要な方へ情報発信していく。
- ・学校の福祉教育支援事業実施校数 4校
引き続き、学校の福祉教育の推進を図り、高齢者、障害者等との交流の機会を図る。

4 高齢者在宅福祉サービス

事業	内容
高齢者食事サービス（自主事業） （福島支所・鷹島支所）	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に集いの場所を提供し、月1回の会食を実施する。 ・閉じこもりの防止
配食サービス（自主事業） （福島支所）	<ul style="list-style-type: none"> ・即日対応を基本に、福島町内のボランティアグループの協力を得て弁当を配布。 月～金は社協、土日はボランティアグループ単独で実施。

令和5年度活動の検証と令和6年度の活動方針

- ・高齢者食事サービスについては、鷹島支所のみで実施した。
- ・福島地区 配食サービス登録者数 18名 引き続き実施していくと共に利用者確保に取り組む。

5 在宅介護・福祉サービス

事業	内容
介護保険訪問介護（ホームヘルプ）（県指定） （鷹島支所）	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定を受けた在宅高齢者に介護保険を使って、訪問による生活援助、身体介護を提供する。 ・鷹島地域唯一の訪問介護事業所
介護保険通所介護（デイサービス）（県指定） （本所・鷹島支所）	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定を受けた在宅高齢者に介護保険を使って、通所による入浴、食事等の生活援助を提供する。 ・鷹島地域唯一の通所介護事業所
介護保険居宅介護支援（市指定） （鷹島支所） 居宅介護予防支援事業所 （市委託）	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援・要介護認定者に、介護支援専門員が、在宅介護保険サービスのケアプランを作成する。 ・鷹島地域唯一の居宅介護支援事業所 ・介護予防ケアプランの作成
介護予防・日常生活支援事業 （市指定） 自立支援訪問介護 （鷹島支所） 自立支援通所介護 （本所・鷹島支所）	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援認定者及び事業対象者と認定された人に、自立支援訪問介護（ホームヘルプ）、自立支援通所介護（デイサービス）を提供し、介護予防ケアマネジメントにより、要介護状態にならないよう介護予防に努める。

障害福祉サービス（県指定） （鷹島支所） 居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいにより介護が必要な人に、障害者総合支援法により、自宅で入浴や食事などの身体介護や生活援助を提供。 ・重度訪問介護は、常に介護を必要とする人の自宅や入院先で身体介護や家事援助を提供。
--	---

<p>令和5年度活動の検証と令和6年度の活動方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本所の通所介護事業については、利用者が増加傾向にある。利用者の獲得のため事業所情報を積極的に発信していく。併せて人材不足の解消に努める。 ・鷹島支所の介護事業については、一進一退の状況にあり、鷹島地域の介護サービスの質と量の確保、人材の確保に努める。同支所の事業継続について、市と協議していく状況下にある。 ・鷹島の居宅介護支援事業は、介護予防のプラン作成も含め、利用が増加傾向にある。
--

6 指定管理事業

事 業	内 容
松浦市老人福祉センター（本所） （通称 万年青荘） 松浦市市民福祉総合プラザ4階	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理期間（令和2年4月～令和7年3月）5年間 ・センター利用者に、各種相談に応じ、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等を総合的に支援する。 ・マイクロバスによる送迎を実施 （月曜日から金曜日 9時～16時） ・利用者相談会の定期的な開催。 ・浴場の提供
松浦市高齢者福祉センター （鷹島支所）（通称 水仙苑）	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理期間（令和2年4月～令和7年3月）5年間 ・高齢者に対し、デイサービス、居住機能および交流活動等を総合的に提供し、高齢者が安心して健康で明るい生活が送れるよう支援する。 ・生活支援ハウス【1人部屋7室、2人部屋3室】 ・原子力災害時の一時避難場所 ・長崎県原子力防災訓練に参加
松浦市福島総合運動公園 （福島町体育館・福島町武道館・テニスコート、ソフトボール場、ゲートボール場、お祭り広場等）（福島支所）	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管期間（令和4年～令和14年）10年間 ・地域住民にスポーツの場、憩いの場、交流の場を提供。 ・清掃業務、施設・設備管理、利用管理等 ・ソフトボール場ナイター設備のLED化が行われた。

令和5年度活動の検証と令和6年度の活動方針

- ・ 万年青荘及び水仙苑の利用者拡大を図るため周知に努める。
- ・ 万年青荘を認知症の人と家族の会の集いの場として提供した。引き続き、多様な人が集える場となるよう考えていく。
- ・ 万年青荘利用者の健康増進と生きがいをづくりを目的として、ボランティア活動に取り組んだ。引き続き実施していきたい。
- ・ 万年青荘利用者への生活相談、介護相談などに引き続き対応していく。
- ・ 安全に利用ができるよう、引き続き、福島総合運動公園の環境整備に努める。

7 共同募金等及び配分金事業、その他

事業	内容
日本赤十字社長崎県支部 松浦市地区（事務取扱）	<ul style="list-style-type: none">・ 赤十字に関する理解を広める活動を展開し、活動資金の協力を呼びかけ。赤十字運動月間 毎年5月・ 活動資金は、日本赤十字社を通じて赤十字活動である災害や紛争などに伴う、人道的救援活動などに活用
長崎県共同募金会松浦市支会 赤い羽根共同募金運動の実施 歳末たすけあい募金運動の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 市民の協力により寄付していただいた募金の配分金を活用し、住民の福祉活動や福祉団体の活動を支援 <p>○赤い羽根共同募金運動の実施 運動期間 10月1日～12月31日 個別募金、法人募金、学校募金、街頭募金、イベント募金 募金は、一旦県共同募金会に全納し、翌年度に配分金を收受され、事業費として利用している。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 募金配分金は、高齢者、障害者、児童等の福祉環境整備の推進に活用。（ボランティア活動、独居高齢者の食事会、福祉団体への育成、三世代交流事業、児童青少年の福祉教育等、地域福祉活動等） <p>○歳末たすけあい募金運動の実施 運動期間 12月1日～12月25日 個別募金 その他</p> <ul style="list-style-type: none">・ 募金は、在宅寝たきり高齢者、在宅重度心身障害児・者低所得者へのお見舞いとして配分

福島港湾緑地管理業務 (市委託事業) (福島支所)	・松浦市福島総合運動公園に隣接する港湾の緑地管理をするため植栽の剪定や除草、設備点検等の管理業務
松浦市民生委員児童委員協議会 事務局 (協議会事務局の委託)	・松浦市民生委員児童委員協議会より事務局の委託を受け、94名の委員活動をサポートしている。
社協会費	<ul style="list-style-type: none"> ・社協会員の加入促進 ・地域福祉事業の重要な財源であり、高齢者の会食サービス、ベンチ等の設置、福祉相談などの事務事業経費に活用。 賛助会員 1口 1000円 一般会員 1口 200円 団体会員 1口 3000円 (社会福祉関係機関、団体、施設等) 特別会員 1口 5000円 (会社・事業所等)

令和5年度活動の検証と令和6年度の活動方針

- ・共同募金については市民に向け広く募金活動を行った。その中で4年ぶりに鷹島モンゴルまつり、松浦水軍まつり、福島ふるさとまつりでの3カ所で街頭募金活動を行った。
募金額 3,346,780円 引き続き、ボランティアの皆様と協力して取り組んでいく。
- ・歳末たすけあい募金額 1,108,550円
- ・歳末見舞金の調査に合わせて、要支援者の生活状況など、民生委員と共有を図った。今後も随時、情報共有を図り、相談体制を構築していく。
- ・民児協事務局として、研修会等の実施や各種行事の案内等のほか、個別相談に応じている。
引き続き、民生委員の皆様と連携を図っていく。
- ・社協会員について、1月号の社協だよりに、社協会員の団体会員、特別会員について掲載をおこなった。引き続き、市内企業等へ幅広く社協会員への加盟をお願いしていく。